

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問日：令和5年6月30日（諮問（情）第15号）

答申日：令和6年3月14日（答申（情）第14号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年2月17日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、「作成又は取得していないため」との理由で公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年3月29日付け総第03290006号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年4月3日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
作成、所持しており開示をもとめる。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書及び反論書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。
 - (1) 県知事には、相談や費用への支出等や、原本も交付されている。

- (2) 当時の知事等は、交付され所持してきている。所持していない事実は全くない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本県の公文書開示制度において、和歌山県知事、和歌山県警察本部長等はそれぞれ、自らの保有する公文書の開示請求があったときは、条例第7条の規定により、当該公文書を開示しなければならない。

ただし、開示請求に係る公文書を保有していないときは、条例第11条第2項の規定により、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- (2) 本件対象公文書（「和歌山県警発行」の和歌山カレー事件に関する本の編集出版や公にした理由概要等の全ての書面と原本）は、和歌山県警察本部長の公文書であり、実施機関は当該公文書を保有していない。
- (3) 本件開示請求について、実施機関は、本件対象公文書を保有していないことから、条例第11条第2項の規定により、本件処分を行った。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本県の公文書開示制度において、和歌山県知事、和歌山県警察本部長等はそれぞれ、自らの保有する公文書を開示するものであるところ、本件処分は和歌山県知事あての公文書開示請求に対し、和歌山県知事によりなされたものである。そして、本件対象公文書は和歌山県警察本部長の公文書であり、実施機関たる和歌山県知事

は当該公文書を保有していないという説明に、特段不合理な点は認められない。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和5年6月30日	○諮問（実施機関）
令和5年7月13日	○審議
令和5年8月23日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和5年9月27日	○審議
令和5年12月19日	○審議
令和6年2月16日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年2月17日	和歌山県警発行の和歌山カレー事件捜査概要の本を、編集出版や公にした理由概要等の全ての書面と原本